

災害対応等ロボット導入事業 補助金 平成29年度募集のご案内

福島県では、ロボット関連産業の集積に向け、県内企業のロボット関連産業への参入意欲を高めるため、災害対応ロボット、廃炉・除染ロボット、インフラ点検ロボット、無人航空機、重量物を運ぶための装着型ロボット、教育ロボットについて、その導入費の一部を補助します。このたび、下記により、募集しますので、お知らせします。

募集期間 平成29年6月15日(木) ~ 12月15日(金)(必着)

※申請書は、受理した順に審査します。書類に不備がある場合には、受理できません。

※応募は随時受け付けますが、予算上限に達した場合には、募集期間内であっても、受付を締め切る場合があります。その際は、ホームページ等で公表します。

◆事業概要

補助対象者	県内外の法人（公共機関も含みます）、個人事業主（農業林業漁業に従事する者に限ります）
補助限度額	1,500万円
補助率	1/2以内
対象となるロボットの要件	以下の全てを満たすロボットが対象となります。 ① 県内で製造 ^{※1} ・開発 ^{※2} されたロボット ※1 最終的な組み立てが行われていること（当該事業所で行われる最終的な組み立て工程が軽微なものである場合を除く） ※2 本社及び当該ロボットの主要開発拠点を有していること ② 県内での活用を目的としたロボット ③ 種類 ^{※3} ：災害対応ロボット、廃炉・除染ロボット、インフラ点検ロボット、無人航空機、重量物を運ぶための装着型ロボット、教育ロボット ※3 福島県保健福祉部「介護支援ロボット導入モデル事業」及び「医療施設用ロボット導入モデル事業」、福島県農林水産部「農作業支援ロボット開発促進事業（アシストスーツ）」の対象であるロボットについて、これらの事業と同目的で活用する場合は、補助対象となりません。
補助対象経費	・機械装置費（災害対応等ロボット、附帯的機器の購入に要する経費） ※附帯的機器には、ロボットを起動するため不可欠な機器（エアコンプレッサー、コントローラー等）の購入の費用を含む。 ただし、メーカー推奨機器等、ロボットと一括購入する場合に限る。
応募方法	所定の交付申請書に必要事項を記入の上、添付資料を添えて、郵送又は持参でロボット産業推進室まで提出してください。

◆お問い合わせ

福島県 商工労働部 ロボット産業推進室

〒960-8670 福島市杉妻町2-16（県庁西庁舎10階）

電話：024-521-8568 FAX：024-521-7932

E-mail：robot@pref.fukushima.lg.jp